

会 議 録

会議の名称	平成21年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成22年2月12日（金）午後6時～8時21分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成21年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成21年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成22年2月12日（金）午後6時00分～8時21分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成21年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税口座振替申出取下書 ②高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書 ③介護保険業務
④介護予防体操業務関係 ⑤東京学芸大学連携緑化事業ワークショップ参加者
名簿 ⑥新型インフルエンザワクチン接種助成金交付業務関係 ⑦市立小中学校
校務用LAN

(3) 諮問事項

諮問第22号 公有財産台帳整備のために必要とする土地公図の利用について

諮問第23号 公有財産台帳整備委託について

諮問第24号 介護予防体操参加者個別評価・分析委託について

諮問第25号 市立小中学校校務用LANについて

(4) その他

次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	伊 藤 徳 興	仮 野 忠 男	嶋 田 一 男
白 石 孝	末 包 房 子	西 口 守	平 沼 昌 子
望 月 皓	渡 瀬 浩 一	渡 邊 俊 雄	

【市側】

市長 本多総務部長

<保険年金課>

河内保険年金課長

千葉国保給付係長

上石国保税係長
村上高齢者医療係主任

<介護福祉課>

伏見介護福祉課長
成瀬介護福祉課主査

<環境政策課>

鈴木緑と公園係主任

<健康課>

高橋健康課長

<管財課>

大津管財課長

小林財産管理係主事

<情報システム課>

伊藤情報システム課長

<庶務課>

内田庶務課長

若藤施設係長

<学務課>

前島学務課長

<指導室>

浜田指導主事

<総務課>

北村総務課長

三浦総務課主査

【傍聴者】

0名

鈴木高齢者医療係長

飯田介護福祉課長補佐

本木包括支援係長

鈴木財産管理係長

高橋庶務課長補佐

鴨下学務係長

稲村情報公開係長

【会 長】

ただいまから平成21年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、平成21年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に皆様のお手元には草案が届いているかとは存じますが、訂正等ありませんでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市 長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが22件となります。

諮問事項について、今回諮問するのは、条例第12条に基づく、「公有財産台帳整備のために必要とする土地公図の利用について」、条例第14条に基づく、「市立小中学校校務用LANについて」、条例第27条に基づく、「公有財産台帳整備委託について」、「介護予防体操参加者個別評価・分析委託について」の合計4件となっております。細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしくをお願いいたします。

【会 長】

確かに承りました。これから順次審議をさせていただきたいと存じます。

それでは、審議に入る前に、事務局から説明を受けたいと思います。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始の届出が22件です。まず、1ページ目が部課別の明細です。2ページ目は、その内訳で、備考欄、届出番号11-439から届出番号27-45までの3件につきましては、いずれも高額介護合算療養費の様式で、それぞれ国民健康保険、後期

高齢者、介護保険の担当とで保有するもので、別々の届出となっています。また、備考欄に諮問関連の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものですので、その説明の際に併せて報告させていただきます。

それでは、4ページ、届出番号11-437、438は「後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税口座振替申出取下書」で、保険年金課からの案件です。実際の様式は、様式類集1ページ、2ページを御覧ください。

こちらは、後期高齢者医療制度の関係ですが、平成20年7月から行われている国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法に関する手続きで、従来これらは年金天引きと申出により口座振替に変更できるようになってはいますが、現在口座振替をしている方が年金天引きに戻す際に、口座振替申出を取り下げるための様式の届出になります。保有する個人情報の内容といたしましては、氏名、住所、電話番号になります。

【会長】

ただいま、事務局から説明がございました。この審議案件につきまして、御質問、御意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは続きまして、届出番号11-439、11-440、27-45の3件はいずれも「高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」で、それぞれ国民健康保険、後期高齢者、介護保険の各担当において手続きするものです。実際の様式は、様式類集3ページを御覧ください。

高額介護合算療養費は、収入により限度額が違ってきますが、申請書は限度額を超えた分について還付をしてもらうための申請で、自己負担額証明書交付申請書は、1年間を通して医療保険及び介護保険で自分が負担した金額を証明してもらうための手続きとなります。保有する個人情報の内容といたしましては、氏名、生年月日、性別、被保険者番号、銀行口座等で、詳細につきましては届出状況報告書12ページになります。

【会長】

ただいま、事務局から説明がございました。この審議案件につきまして、御質問、御意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、届出番号27-46「事故報告書」から届出番号27-55までの10件は、いずれも介護保険業務に係るものです。

申し訳ございませんが、事業開始年月日を見ていただければ分かりますが、この10件につきましては、事業開始から相当年数がたっているものもあります。昨年5月、大変多くの届出漏れについて、御報告させていただいたところですが、その後介護福祉課で順次再精査を続けてきたところ、この事案について報告がまだであったことが分かったものです。大変申し訳ございませんが、ここで報告させていただきたいと思えます。できましたら、10件一括して御報告させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

【会 長】

これは、先般の審議において漏れていた件を今日は付加的に審議する立場でよろしいのでしょうか。

【総務課長】

できればそのようにお願いしたいと考えています。

【会 長】

先般の審議では、皆さんといろいろな意見となったのを記憶しておりますが、いかがでしょうか。共通する部分は指摘があったとしてよろしいのかどうか。書類をもう一度目を通していただきまして、特に付加的な議論が必要であれば取り上げたいと思えますが、いかがでしょうか。

【市 長】

昨年も同様のことがございました。私からもお詫びを申し伝えさせていただいて、さらにまた出てきたということで、大変当審議会の皆様には失礼なことだなと思っております。ただ、事実としてこういうことがあったということですので、厳しい御指摘をいただきながら、注意いただければと思えますので、よろしくお問い合わせいたします。申し訳ありません。

【会 長】

市長からもあわせて、御挨拶がありました。皆さんいかがでしょうか。

【仮野委員】

既に議論されたものですから蒸し返すつもりではないのですが、こうやって全体の資料を見ると、すべてセンシティブな個人情報を10年前から収集していた

わけですよ。結局のところ、そういう個人情報を収集して審議会に届け出るべきだという問題意識というか、本来義務的にやるべきことを忘れていたことになると思います。今後はこういうことがないように、ぜひお願いしたいと思います。

【会 長】

ただいまの仮野委員の意見でよしとする方法も会長としてはありますが、これが今日提案されるに至った理由を、この場を借りて一言市民の皆様に弁明を総務部長からお願いしたいと思います。

【総務部長】

今まで個人情報の保有届は、紙ベースで管理していましたが、前回大量に漏れがあったことで、開始、廃止に漏れがないようにデータベース化して管理することにしました。そのデータベース化したものを各課で精査してもらい、よりよい方向で運用しておりましたが、今回届出漏れが出てしまったということで、大変申し訳ありませんでした。今後このようなことがないように、十分総務課で徹底していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会 長】

私も地方自治経営学会で副会長をしておりますが、その学会の委託事業として千葉県船橋市と神奈川県相模原市の全面協力を経て、市役所に一体どういうファイルがあるのかということを一挙上げて徹底、自主的調査をお願いして、その項目や帳票、伝票等について、市の情報システムとこれはコンピュータ化している、していないことも含めて学術的に徹底調査をした経緯があります。

相模原市や船橋市は中核的な市ですが、こういうものを大都市近郊でもやればできるわけです。どの市もやっているわけではありませんが、一体市役所にはどういった情報があるのか。埋蔵情報がどこに眠っているのか。それは職員の方も秘匿しているわけではなく、善意で知らないのです。市の全職員を挙げてやったので、その後のIT化にも基礎調査がありましたので、順調に整備できた経緯があります。当市も非常によく管理されている、整理されている市ではありますが、やはり人間の作業にはどうしても一般的なケアレスはあり得るわけですので、今回は今後こういうことがないようにということで、これを承認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【仮野委員】

個人情報保護の観点から、個人情報が手元にきたらこれは大事なテーマだという問題意識を持っていれば、こういうことは防げたと思うのですが、当時の方々

はどういう意思だったのですか。先ほど総務部長は、紙媒体から電算化するとき
に若干混乱があったような言い方をされましたが、確かにあの頃介護保険はばた
ばたとつくられていった経緯がありましたが、忙しさにかまけて忘れてしまった
のか。あるいは、問題意識がなかったのか。あるいは、単に忘れていたのか。こ
れだけ大量のものを忘れていたというのは、一体何があったのか、そこが知りた
いですね。

それから、私は情報公開条例の作成には携わりましたが、個人情報保護条例の
作成には携わっていないので、この個人情報保護条例は何年につくられましたか。

【事務局】

平成元年10月からの施行です。

【仮野委員】

それならなおさら個人情報保護というものが、職員の中にどう意識付けられて
いたのか、特に介護福祉課の中でどういう位置付けにあったのかというところを
知りたいですね。

【会 長】

先ほど、総務部長が総括して経緯は申し述べられましたが、今、仮野委員が改
めてその個人情報保護条例が平成元年に制定されて以降の案件であるので、単な
るケアレスであったのかどうか、説明をお願いいたします。

【総務課長】

今、仮野委員から御指摘がありました。たぶん両方の要素があったのかなと
思っています。介護保険は、非常にばたばたと成立したところがありまして、相
当忙殺され、業務に追われて、毎日時間外という状況は把握しています。また、
平成元年に個人情報保護条例が施行され、その当時から個人情報保護の意識が高
まり始めましたが、なかなか職員の中でもその意識が浸透されていくのに少し時
間がかかったかなと思います。平成12年当時、まだまだ意識の中で足りない部
分があったのではないかなと感じています。私は昨年より総務課長になりました
が、職員の中で個人情報の意識についてはかなりしっかりしたものになってきた
かなと思っています。しかし、平成12年当時では少しその点については甘いと
ころがあったのではないかなと感じています。

【会 長】

という説明ですが、仮野委員よろしいでしょうか。

【仮野委員】

私よりも他の委員の方がどう思っているのか。

【西口委員】

これだけ介護保険上の問題が出ている、漏れが出ているということは、介護保険という制度上の問題なのか、ということになれば、市町村が保険者ですので、全国でこういう問題が起きている可能性があるということですよ。ただ単なる小金井市のミスなのか、制度上の問題であれば、小金井市だけの問題ではないので、国に働きかけてこういうミスが起きないように気をつけないといけないと思うのです。確かに平成12年の漏れもあるのですが、施行から5年、6年たっても漏れが出ています。こういうことはあり得るのか。それとも介護保険の特別な仕組みが漏れを誘発しているのでしょうか。

【介護福祉課長】

今回のような件がありまして、本当に申し訳ありませんでした。先ほどの御質問ですが、平成12年にこの制度が始まりまして、全自治体がこういう形で漏れがあるかという、そういう話ではないかと思われまして。先ほど総務課長がお話したとおり、職員の中で至らない面があったのかなと感じております。それから施行後に漏れがあった件ですが、介護保険制度は、3年ごとに改正がありまして、そのたびごとに申請書等の変更等もありますので、そういった中で審議会等への漏れがあったのかなと思っています。

【総務課長】

個人情報保護条例は各市で持っておりますが、条例の持ち方は、若干変わっています。また、個人情報の保有について、私どもは、一様式についてすべてという形で、かなり詳細に報告をさせていただいておりますが、市によってはこのように個別の様式ごとの報告はとっていないところもありますので、これは当市の問題なのかと考えております。

【西口委員】

それはより明確であるということですよ。ということも、届出漏れが出てきてしまっている背景にあるということですね。単なる職員の方のミスもあるのかもしれませんが、漏れを許されない仕組み作りがきちんとできているという、何かあるのですか。

【総務課長】

ここで、当市の個人情報の様式を正確に把握させていただいたのですが、個人情報の様式だけで市全体で2,800以上あります。様式の軽微な変更、制度とし

て個人情報収集するといったときに、その様式すべてを報告させていただくのが果たしてよかったのかなと正直考えているところです。2,800ありますので、その様式一つ一つというのは、担当の負担になるのかなとも考えておりますが、今後の話になりますが、この辺は他市のやり方も検討しながら、よりよい形というのを考えていきたいなと思います。

【会 長】

これは、文書による記録と電磁的記録は、すべてが並存しているわけではないのですよね。電磁化されていない情報と紙もあるし、電磁もあるという両方が並存している形態があるということです。今、当市には様式が2,800あるということで、職員の負担は大変だということは、事務管理上からもよく分かりますが。

【仮野委員】

今の課長の御発言はよく分かります。例えば、ひとくくりにしてどんと処理するのか、2,800細かく分けして厳密に処理するのか、それはなかなか大変だという話を聞きましたが、今のお話で気になるのは、細かく区切り過ぎているから、作業量があつて厄介だからこの際やめておこうとしたのか。そういう意識はなくて、本当に忘れていたのか。面倒なのでやめておこうとしたのであれば、問題ではありませんか。

【総務課長】

そうは言いましても、今、制度として様式ごとに届け出ておりますので、そこをそのような意識でやったとは考えていません。平成12年当時ですので、正確なところは分かりませんが、少なくともそういった意識の職員はいないと思います。ただ、幾つもの様式の中で一つ落としてしまったという実態はあったのかもしれません。

【仮野委員】

私の発言は最後にしますが、確かに個人情報を大事にするのは当然ですが、あまりにも厳しくやることによって、かえってある部分ではそこに逃げ込んでしまって、本来公開すべき情報を公開しないような、特に中央の行政組織でそれが目につくわけですが、今おっしゃったように職員の仕事を減らす、全体としてコストを減らすという意味で、可能なところはひとくくりにするというのは考えられないわけでもないですね。それはしかし、ここで当然ながら議論させていただいて、大きくくくって承認するかしないかということが可能なかどうか。これ

は我々の中でまた議論が必要だと思いますが、大事な点だとは思いますが。

【会 長】

私も今の仮野委員の御発言と関連しますが、学問的な研究として我が国の霞が関の中央政府、国の機関の出先、地方における出先機関、あるいは外国向けの国際的な情報の流通、そういうところでいかに公文書の処理の正確性と効率性、それから官庁データは特に確認行為というのが、文書が正しいのか確認する行為が常に厳格に付随して行われているはずで、結局、事務管理というのは、一回記入をすればある程度それですまない、仕事としてその情報を今度は違う文書に手続き上転記をするときに、人間の力でやると特に転記ミスが起こりやすいので、一回記入をできるだけ心がけることと、転記をできるだけ減らすということだと思います。2,800の様式があれば、それを転写して2,800では多分済んでないと思うのです。そこからまたいろいろな二次的、三次的な高次元の文書が発生しているはずで、だから、現実の事務の現場は、我々が頭の上で第三者的に思考するだけでは、なかなか済まない現場の効率や有効性の問題があるので、この情報を審議する審議会では、そういうことを含めて判断をしていきたいと思えます。今後、こういうことを減らしたいと、極力ないようにしたいと、より一層職員の方に認識をしてもらって、著しく情報公開制に制約を与えた、あるいは能率あるいは効果を含めた有効性を妨げることがないように、現場の事務所掌をする管理責任者の方には、特にそこを認識していただくことを我々が合意した上で、ただいまの案件を承認したいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、9ページ、届出番号27-56から58までは、諮問のときに併せて説明させていただきます。

それでは、10ページ、届出番号39-85「東京学芸大学連携緑化事業ワークショップ参加者名簿」で、16ページの概要を御覧ください。こちらは、大学の塀を取り壊して、生垣緑化をするに当たり、周辺住民の方の意向を反映させた生垣にするべく実施計画を行い、整備した後の維持管理までを含め、市民、大学との意見交換を行うための参加者を募るものです。また、参加者と今後も話し合いを継続的に行うことから、参加者の名簿を届けることになっております。担当は環境政策課です。

【会 長】

ただいま、事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、届出番号41-513、514ですが、こちらは健康課からの届出で、「新型インフルエンザワクチン接種費助成金交付申請書兼請求書」、「新型インフルエンザワクチン接種費助成申請受付簿」で、概要は、17ページから19ページまでを御覧ください。様式類集は、21ページ、22ページに申請書、23ページが受付簿になります。新型インフルエンザワクチン接種につきましては、御存じのように対象者を優先的段階的に限定して既に実施されておりました、現在はすべての希望される方が接種できます。接種費用は、接種者の負担となりますが、負担軽減措置として、非課税世帯、生活保護世帯などに対してその費用を助成しており、その手続きとして申請書の届出、また申請者接種回数と助成費用を管理するために受付簿を付けることからの届出になります。保有する個人情報の内容といたしましては、氏名、住所の他に口座番号、非課税、生活保護といった情報も含まれています。

【会 長】

ただいま、事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【渡邊委員】

今回、この届出をしていただいて、ほっとしたのですが、私が健康課に電話したところ、始め健康課の方は、これは3月31日までの短期的なものなので継続しないから、届け出ませんということでした。その後、何か検討されて届出いただいた訳ですが、届出の判断をするのが、各課の判断があるのかと思って聞きましたら、臨時的なものは審議会に届け出なくてもよいようになっているそうです。今回、4月以降続く場合は届け出ますということでした。保存期限を正確にするためにもこれは届け出ないといけないと思いました。今回届出がありましたので、問題はありませんが、私が質問しないでしたら、そのまま届出がなかったような気がしますので、今後は注意していただきたいと思います。

【総務課長】

基本的に個人情報を定型化、簿冊化して保存するときについては、このような

個人情報の保有届出という形で報告をさせていただきます。ただ、個人情報というのは、基本的に不必要なものについてはなるべく保有しないのが個人情報保護条例の大前提ですので、それが簿冊化、継続的に保有しない、その処理だけで終わった場合は、速やかに廃棄することが大原則です。ただ、今回につきましては、継続的に業務の都合上保有するところから、このような形で保有届の報告をさせていただきます。ですから、当初健康課の話だと、その場の処理で今回個人情報を継続して保有しないので、その届出は必要がないのではないかとお答えをさせていただいたのかなと思います。

【渡邊委員】

実際に始まってからの届出になっていますが、こういうのは始まる前にやはり御検討して届け出るべきではないかなと思います。始まってから指摘されないとそのままいってしまう気がしますので。

【会 長】

平成元年に小金井市の個人情報保護条例が施行されましたが、昨年、個人情報保護制度の手引を、改めて全部読み直しましたら、条例制定のときに、本市は不必要な情報を過剰に収集することはしないという精神が高らかにうたわれています。ですから、ぜひ過剰な情報を収集しないというのは、我々の個人情報保護制度であり、非常に民主主義にのっとった基本的精神だと思いますので、そういうことを含めまして、保有すべきものとすべきでないものという、いろいろな仕分けがあったのかなと思いました。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。
それでは次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、以降、諮問事項に入らせていただきます。諮問書を御覧ください。諮問第22号、第23号については、一括で説明いたします。こちらは、管財課の案件で、公有財産台帳整備に係る諮問です。1ページ、諮問第22号は「公有財産台帳整備のために必要とする土地公図の利用について」で、資産税課で保有している土地の公図を利用したいというものです。公図自体は、地番の表記のみで、登記所では誰でも閲覧できる情報ですので、個人情報性は薄いと考えられるところですが、公有財産を整備するに当たっては、資産税課が保有するその他の課税データを目的外利用することについて、以前に審議会で御確認をいただいて

いることから、併せて公図につきましても、所有者と結びつく情報と考えまして、諮問事項とさせていただきます。

続きまして、2ページ、諮問第23号は、現在、管財課が紙で管理している公有財産台帳をデータ化するものですが、その業務を民間業者に委託するものです。現在の台帳記載内容と市の資産税課の課税データ又は登記所での登記情報などを照合して、公有財産の再評価を行い、データ化を行うものです。委託処理する個人情報項目は、借地における所有者の住所、氏名、譲渡人などの住所、氏名、評価額などとなっておりまして、3ページに仕様書案、8ページ以下に今回の委託に関しましての個人情報取扱特記事項を添付しておりますので、御覧ください。

【会 長】

ただいま、事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【渡瀬委員】

諮問第22号に目的外利用等とありますが、諮問第23号で実際にそれを業者にやってもらいますよという考え方でよろしいのですか。

【総務課長】

管財課にあります公有財産台帳を確認するのに、資産税課に税関係のデータがありますので、それを確認のために使うことになっています。既に課税データを、公有財産台帳を整備するときに目的外利用をさせていただくというのは、以前の審議会で承認をいただいているところです。

また、課税データの中に公図もありますので、その公図も一緒に見たいという形で、今回目的外利用の諮問をさせていただきます。公有財産台帳を管財課で収集し、そのデータ化を今度は委託する形になります。そのような流れになっているのを御理解いただきたいと思います。

【会 長】

最近では地方自治体におきましても従来の官庁会計制度ではなくて、企業会計的手法がこの会計処理に取り入れられてきております。東京都も例外ではありませんが、その場合、公有財産の取得を、会計では取得原価主義的な評価方法があるわけで、会計処理では評価という側面が非常に重要な、常に懸案になっているわけです。したがって、公有財産台帳に係るものは、取得時の原価がどうかであったか、その課税される課税対象額を見れば、取得原価等も非常に正確に分かるわけで、こういう整理をされているのは、今後地方自治体の合理化を進展させると

きに非常に重要な基礎作業にもなるものだと思います。ですから、評価額の内容がこの委託処理する個人情報の項目の中にあるのは、非常に意味があることだと思います。

【渡瀬委員】

管財課で資産税課のデータを見て、作業をし、それをまた電子化をするということで、諮問第23号がある。その諮問は単年度委託ということで、1年ですね。文書記録を受託者に渡すということですが、3ページ、仕様書案の目的に「この事業は、整備業務に従事する者の新規雇用、就業機会の創出を図る国の緊急雇用対策事業である。」と書いてありますが、このデータを作ってもらおうという仕事をお願いするのですか。

【管財課長】

御質問の件ですが、現在、市で使用している紙ベースの公有財産台帳を、今後の活用を考え合わせまして、データ化することを決めたものです。そのデータ化する概要につきまして、資料に記載してありますが、国の緊急雇用創出事業の補助金を使いまして実施するものです。

【渡瀬委員】

この作業をするに当たって、8ページに個人情報取扱特記事項がありますが、これに書かれているところで、作業をするに当たってのことについては、基本的事項、秘密の保持、収集の制限、複写の禁止、適正管理、作業場所の特定等、業務を行っている間については、かなり厳密な規定を設けているのですが、先ほどお話があったように、財産台帳を業者をお願いするのに、それをデータ化するシステムについては、書いてありませんよね。私用パソコンに入れてはいけないとは書いてありますが、要するにデータ化する、作業をするコンピュータシステムについてはどのように考えているのか。それから、これは1年で終わりですから、データは何らかの形でもらおうと思いますが、データを渡すことは一生懸命書いてあるのですが、その作ってもらったデータはどのような形でもらうのかということ、それをもらうことは、作業しているコンピュータシステムのデータは作業が終わった後にどのようにそれを消滅させるのかという部分については、書いていないと思うので、消さなければ残っていることになりますよね。それはかなり重要なデータ、業者としては売れるデータであるような気がします。そういうことに関する考え方をどのようにお持ちになっているか、教えてください。

【会 長】

特記事項の文言に盛られているのか、あるいは明確に記載していないために、一種の作業全般を通した確認行為に関する御質問だと思うのですが。

【渡瀬委員】

作業の運用自体についてはかなり細かに書いてありますが、それが終わって受け取るのは、どういう形で受け取るか。それから、受け取ったということは、それをコピーで受け取ってはいけないので、いわゆる切り取りですよね。そこから取ったら、事業者にはデータが残らないようにしなければいけない。その辺のところはどうでしょうか。

【会 長】

ですから、作業も広い意味で確認行為ですよね。残存物が部分的といえども、一切消却されているのかという確認行為がいるという御意見でもあるわけですが。

【渡瀬委員】

コンピュータシステムの場合は、データのどこに何があるよという索引部分だけを消しても、実際に復元は幾らでもできるので、特殊なプログラムを使って全部データを消すことをやらないとデータが残る可能性が非常にあります。ですので、実際にどういうコンピュータシステムを使って処理をするのか、データを受け取る方法と、受け取ったデータを消してもらう方法が書いてあるのかどうかを教えてください。

【会 長】

ブラックボックスとしてコンピュータを見てはいけないということなので、中にいろいろな形で消したといえども、残留する、全体的、もしくは部分的なデータが一般的にあり得るものではないかという、そういう御質問も含めて非常に具体的に御指摘になっておられますので、そこを正確に、それに併せてお答えいただきたいと思います。

【管財課長】

納品される成果物については、6ページを御覧ください。6ページの4番、納入成果品に各7項目あります。こちらの成果品を紙ベースのものと、データベースのものとで納品していただくように考えております。

また、一番重要なブラックボックス、御質問の件ですが、これにつきましては11ページを御覧ください。特記事項の第17条に、提供資料等の返還及び消去又は廃棄ということを記載しています。業務が終わりましたらすべて返還又は廃棄を実施しなければならないと規定しているところです。これに基づいて実施を

考えております。

【会 長】

文言上はそうですが、渡瀬委員が御質問されたのは、それを具体的にどうやって返還又は廃棄を実施しなければならないという確認行為を、具体的にどうやるおつもりかということを知りたがっておられるわけです。そこを言葉いっぺんだけで「確認します」じゃ、渡瀬委員が質問された目的とずれるのではないかと会長としても思いますので、もう少し具体的に説明をお願いします。

【管財課長】

処分につきましては、特記事項の第17条に「本業務において利用する個人情報情報を廃棄する場合は、当該情報が記憶された電磁的記録媒体の物理的な破損その他当該個人情報を判読不能とするのに必要な処置を講じなければならない。」と記載しています。現実的には、受託業者先に行って、その内容等を確認する方法等があるかと思えます。基本的に受託先については、プライバシーマークを取得しているところを条件としています。プライバシーマークを付帯している企業につきましては、そのような処理につきましてもきちんとしているので、マークが授与されると聞いていますので、その辺のところ信用させていただきながら、実施したいと考えています。また、最終的には報告として廃棄証明書を提出していただき、確認をいたします。

【会 長】

特記事項（案）11ページの第17条について、「乙は、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。」ということで、渡瀬委員が御指摘になったような疑いを完全に晴らすために甲の指定した方法により廃棄を実施するということですね。したがって、これは明確に、市がそういうものを徹底できる方法を確認した上でこれを行うと記載してあるわけですが、本当にそれがやれるのかどうかというのが、渡瀬委員の御質問にあったように思います。

【渡瀬委員】

コンピュータシステムにつきましては、大手のかなり大きな生命保険会社等、いろいろなところで実は漏えいが起きています。皆プライバシーマークを取得した業者ですが、漏えいが起きています。何か大きな問題が起きてこれをいくらこう言っても、今度は市側が証明できなかった場合には、損害賠償を取れないですよ。だからできる限り、どういうコンピュータシステムを使ってどうやるかということを中心に整理をした手法を作るべきだと思います。条文を書けば解決

する問題ではないような気がします。実際に大きな問題が起きていますよね。生命保険会社でも大量のデータが流失したりしています。そういうことを考えますと、きちんと市で仕様書を作って現場に行き、どのコンピュータシステムでどのデータエリアを使ってやるのか、その辺まできちんと整理をしていただいて、最後にそこを消して、消すところは立ち会ったほうがいいと思います。そこまでやるようにしないと、何年か後にそれが流失してもどこからどうなったのか結局分からなくて、市だけが責任を取る形になると思います。電子化されることによって、非常に物事が盗みやすくなっています。昔は手紙だったから盗みようがなかったですね。そういうことに対して条文を作れば解決するという考え方ではなくて、大変ですが、実際に立ち会うことです。立ち会って、その立ち会ったものを、嘘をついたというのは非常に大きな問題ですからね。文書だけでやりとりをすることは非常に危険性がありますので、十分に気をつけていただきたいと思います。

【会 長】

ただいま、渡瀬委員から、大変貴重な御意見をいただいたと、会長としても考えております。この件につきまして他の委員、何かございますか。

【白石委員】

この事業の仕様書の目的の一つに、緊急雇用創出事業という要素が入っていて、7ページに緊急雇用創出事業についての一定の考え方を示していますが、この事業自体はこれでももちろんいいと思います。ただ、4分の3以上が新規雇用者であることを考えると、10ページ特記事項の第10条の社員教育をかなり厳密にやっていたかかないと、例えば、初めてこういう仕事に従事された方、あるいは個人情報への取扱いに慣れていない方を大量に採用する可能性もないとはいえませんので、ここを十分にやっただくように業者との協議をしていただきたいという意見です。

【管財課長】

今、御指摘いただいた件につきまして、業務委託をする際に、この辺を重々説明の上、社員教育を実施していただくように強くお願いしたいと思います。

【会 長】

この案件、他にございますか。

それでは、今日この電磁化するに当たって見えなくなる、可視化されないもの、だから、法規上の、文章上の確認行為だけで、現実、現場は必ずしもそうでなら

ない可能性もなくはないという重要な御指摘で、これは当市に限らず日本のあらゆる地方自治体においてそういう危惧は一般的に想定され得るわけであります。

この内外管理をこういう秘匿すべき情報の電子化するに当たって、外部に物理的に持ち出して処理をすることのすべてのプロセス、あるいは契約終了後に全く空間からその情報は消えているという、そういうことの確認行為を今後とも注意を怠らず、組織として徹底してもらおう。担当者が注意していたというのは、個人の緊張は肉体的、生理的に限界がありますので、組織でもって不作為性も含めて防衛するという気構えがありませんと、やはり委員から専門的に御指摘があったような問題があります。これは小金井市だけではありません。ここは先進的な市だと会長も自覚しておりますので、先進的な市でさえも、そういう安堵するにはやはり一抹の何らかの不安も残らざるを得ない。でも、それを事前に物理的に完全に払拭するわけにはいきません。ですから、組織で、システムで防衛することを、ぜひ担当課並びに総務部局におかれまして総括されて、守るべき情報はきちんと守っていただきたい。

それでは、そういう気持ちはここで確認したということで、この案件を了承いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、13ページ、諮問第24号「介護予防体操参加者個別評価・分析委託について」です。介護予防体操はさくら体操と銘打っていますが、介護予防の動機付けや意識を高めることを目的として、参加者の体力、身体測定の実施とその個別評価、分析の実施を専門学校社会医学技術学院に委託するものです。仕様書（案）は19ページ。それから、さくら体操の流れが、21ページありますので御覧ください。

それから、届出状況報告書、9ページも併せて御覧ください。届出番号27-56は「さくら体操参加申込書」で、諮問書の14ページに申込書のひな形を載せております。そして、届出番号27-57は「さくら体操リーダー日誌」で、書式については、諮問書の15ページにあります。本事業は、体操リーダーを募集しまして、一定の研修などを経てリーダーになっていただきます。介護予防体操はこのリーダーを中心に行うわけですが、参加者の出欠状況、健康状態を日誌に書き込んでもらうようになっております。最後に届出番号27-58は「さくら体操参加者体力・身体測定結果データ」で、様式については諮問書の16ペー

ジから18ページにあります。

【会 長】

ただいま、事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【渡瀬委員】

21ページに25項目の基本チェックリストを65歳以上要支援、要介護認定のない方に送付をするところが、今回の諮問内容なのですか。ここは関係ないのですか。

この流れの中で社会医学技術学院に依頼する仕事は、どこからどこまでを言っているのですか。

【包括支援係長】

今回の諮問内容につきましては、さくら体操の対象者がどのような形でふるい分けされてきた方々なのか分かるように、イメージ図でお示ししたものが21ページになります。これは介護予防体操ですが、一般のとても元気な方がそのまま御参加いただくものでは現在のところありません。基本チェックリストは、18ページにありますが、この25項目というのは国が定めた質問項目になっております。今年度は、9月当初に要介護、要支援の認定のない方、要するに介護予防ですので、既に介護保険の認定を受けている方は必然的に対象外になります。そういった未然に介護予防の対象者を洗い出すための第一歩としてふるい分けとして、基本チェックリストがあります。こういったさまざまな過程を経て事業に参加していただき、ある程度お元気になって卒業した後に、さくら体操という自主グループの受け皿を作る形になりました。ですから、こういうさまざまな過程を経た方がさくら体操の対象者として現在参加をしているという流れをお示したものです。

【会 長】

渡瀬委員からの御質問は、社会医学技術学院に委託する作業部分はどこですかという御質問がありましたが、その点を言及していただきたいと思います。

【包括支援係長】

さくら体操というのは、荒川区の介護予防体操をやっておられた首都大学の先生が、荒川区でこのような介護体操を幅広く展開されておりまして、小金井市は地元でもありますし、市にぜひ協力をしたいということで、学院の会場を提供していただき、リーダー養成等さまざまな形で御協力をいただいております。

【渡瀬委員】

このデータ化しようとしているのは、体操の記録ですよ。さくら体操の流れではなくて、これはさくら体操へいくまでの流れですよ。

【包括支援係長】

そうです。

【渡瀬委員】

だから、これはさくら体操への参加の流れではないかと思いますが。

【会 長】

具体的に何か文言を修正するほうが望ましい箇所はございますか。

【渡瀬委員】

21ページのタイトルは「さくら体操に参加するまでの流れ」では。

【包括支援係長】

おっしゃるとおりですので、そのように訂正します。申し訳ございませんでした。

【渡瀬委員】

はい、分かりました。次に13ページ、「受託者に渡す個人情報の記録の形態」ですが、「磁気テープ等の送付」となっています。上の方に、「データをパソコンに入力し」と書いてあり、19ページの「実施体制・内容」には、独自に開発された判定・評価ソフトに入力して、コメントを医学療法士が記入すると書いてありますが、これは入力するものではありませんか。独自に開発されたというのは、何が独自なのか。市の独自のソフトなのか、委託先の社会医学技術学院が独自に開発されたものなのか、言葉として中途半端な気がします。

【会 長】

これも修正希望があれば、具体的に上げていただいて、それを訂正するか事務局に答えていただく方が早いと思います。

【渡瀬委員】

「測定データを」というのがありますね。測定データは、13ページにある「磁気テープ等」、磁気テープという言葉は今はなく、こういう言葉は直した方がいい気がします。そのデータを提供して何が独自なのか。市が独自に開発したものなのか、委託先が開発したものなのか。ここは明確でないと。それから、「理学療法士が記入」と書いてありますが、記入したということは、データ入力はしていないということですか。この辺のところの文章が非常に不安定です。それから、「判

定された結果はフロッピー」、です。フロッピーも今はないですよ。「フロッピー等の電子媒体・紙媒体で提出すること」と書いてありますが、紙媒体は市のどこに提出するのかよく分かりませんが、電子媒体をもらったとします。例えばCD-ROMでも何でもいいですよ。もらったとしても、この独自に開発されたソフトが市のものであれば立ち上げて見ることができますが、社会医学技術学院のものであれば、データだけもらっても何の役にも立たないですよ。この辺のところは、こういう計画を立てるに当たって、もったきちんとしなければいけないではありませんか。というのは、継続的委託なので、データは継続的に学院に置かれるわけですね。その継続されていったデータが何らかの形でいつかどこかに使われる可能性がある。だから、パソコンを市が提供するという考え方も一つあります。これはこうしなさいということではありませんが、提供して、それには責任を持たせる。それを定期的に監査するとか、あるいは学院の中にあるサーバーを使ってやるのなら、その領域をきちんと確認してそれ以外のところにはコピーをしないと、そういうことをきちんとやらないと、後々になってデータが消えたという問題も起きないとは言いきれません。というのは、この学院は研究テーマだといって、どうせ学生にやらせると思います。そうすると人も変わるの、責任を持てるかどうか分からないです。だから、継続的と言う以上は、もったきちんとしたものにしないとイケないと思います。

【会 長】

御意見はそれでよろしいですか。専門的見地からすれば、市の文書に少なくともあらわれた範囲の計画案は、より専門技術的な目で見ればやらずさんに見えると。そういう立場での御意見であったかなと思います。現代の技術進歩を十分に考慮されて、渡瀬委員は専門的な知識を背景に御発言されたと思いますので、何も市のやり方を批評しているのではなくて、事前にそういう予防的な判断材料を提供されたと思うのですが、これに対して市はどのようにされるのか。これは社会医学技術学院にかかわらず、外部にアウトソーシングするケースは、今後とも長期的な目で見れば十分起こり得るので、今後を含め事前的、予防的に我々が審議の場で議論をしておくことは、つらい審議内容かもしれませんが、将来的にはああいう審議をしておいてよかったなということもあろうかと思しますので、そういうことも含めて担当課だけで答えられなければ、総務課長から相対的な管理の問題がありますので、お答えいただきたいと思います。

【総務課長】

契約の相手方の個人情報の取扱いに関するもので、特に私どもが提供したデータ、あるいはでき上がったデータを相手方がどこにやっているか、どこまで把握できるのかというお話だと思います。実際、個人情報を取り扱う個人情報に係る契約はかなり多岐にわたっているわけですが、そのすべての契約の相手方のデータの取扱いを詳細に把握しているかという点、なかなかそれは難しいと思います。まず一時的には契約で相手方に対して罰則規定を設けて、それから、禁止規定を設け、それで違反があれば損害賠償等々をしていくところで、まず縛りをかけている。それから、相手方のプライバシーマーク、I S Oを取得、そういった形で相手方が個人情報の取扱いを厳格に行っていることをまず確認しています。渡瀬委員がおっしゃるように、最終的には個人情報がどうなったのかというのを完全に把握できたらいいわけですが、なかなかそこまで全部把握するのは難しいと思っています。ただ、まず個人情報、いろいろな特に秘匿性が高いセンシティブな情報が含まれている、例えば介護のデータや障害のデータが残っているときには、特にその辺について確認をする手立ては設ける必要があると考えています。すぐになかなか抜本的に何か見つかるか分かりませんが、これについては十分な研究をさせていただきたいと思っています。

【渡瀬委員】

もう一つあるのですが、社会医学技術学院をどうして選んだのか。随意契約になっていますが、こういうことをやっているところは、別にあそこだけじゃないのではないのか。その辺の公平性について、どういう経緯で社会医学技術学院にしたのかということは、非常に大きなことですね。要するに、見積もりを取ってその見積もりにしたがって一番安かったとか、一番仕様に合っているとか、そういうことで決めなければいけないことではないかと思っています。いろいろなソフトが出ているので、どこでも出来るはずですが、その辺についてお伺いしたい。

【介護福祉課長】

市ではあまり場所がないということで、こちらの学院を会場としてお借りし、週に1回さくら体操をさせていただいております。こちらの学院を選んだ理由ですが、こちらの学生がさくら体操のDVDを作り、撮影についても御協力いただいた実績もありますし、地域に貢献していただいているということから社会医学技術学院をお願いしているのが現状です。

【会 長】

ということは、渡瀬委員は随契かどうかという、契約行為の範疇についても御

質問があったのですが、随契ということでよろしいのでしょうか。

【管財課長】

そうです。

【渡瀬委員】

非常に今、問題になっていますが、公共という部分について言わせていただければ、税金を使うわけですから、ずるずるとするのはよくないことだと思います。どこかできちんと整理をすべきで、それでここに決まったというなら、個々の問題について私は言っているわけではなくて、市としては、きちんとした形をとるべきだと思います。ソフトについていえば、こういうソフトは世の中幾らでもあります。ですから、その辺のところをきちんとした形で説明されなければいけないのではないかと。これは、個人情報とは直接関係ないかもしれませんが、それが個人情報の流れるもとになったりするので、その辺ははじめをきちんとするべきではないでしょうか。それは個人情報を守る上でも大切だと思います。どのパソコンを使って何をやっているか分からないけれど、とにかくあそこに頼めば出てくるよと、もらったCD-ROMは見てもどうせ分からないよという世界になってしまうと思うので、その辺のところはきちんとして整理をされるべきです。この文章の書き方は、あまりにも雑然とし過ぎている気がします。

【仮野委員】

意見を言う前に、これはどうしてさくら体操というのですか。

【介護福祉課長】

小金井の市の花が桜ということで、さくら体操となっています。

【仮野委員】

文章その他、我々への説明の流れ方、この書類の流れ方もよく分からないし、特に、22ページから、これは契約書の約款だと思いますが、タイトルもないものがいきなり出てきているところも含めて、準備不足な面が目につきます。

これは21ページに、「国の施策として実施」とありますが、これは国の補助事業ですか。

【介護福祉課長】

地域支援事業の一部になっております。

【仮野委員】

そういうことですね。それでは、やはり契約は随契がよかったのかどうかという問題が残ってくるわけです。その点はここでまた蒸し返しても仕方がないので

止めますが、いずれにしろ、我々にここで個人情報保護だ、誰かに委託するという場合は、一般市民に分かりやすく説明できるように、この文章も作ってもらわないといけませんね。私は新聞記者だったから文章はかなりうるさいので、今も時々どこかに呼ばれて、役所の文章の書き方を教えていますが、あなた方の文章は、誰に向かってしゃべっているのかよく分からない。時々悪文を紹介したりしますが、これもその一つになりますね。例えば、19ページの実施体制・内容に「判定された結果は、フロッピー等の電磁媒体、紙媒体で提出すること。」とありますが、これは一体誰に、どこに向かって、誰が提出するのか分からない。といったものも含めて、市民によく理解してもらうためには、文章をもっと練って、もう少し丁寧な仕事をした方がいい。

それから、これは細かいことになりますが、紙なのか、フロッピーなのか、磁気テープなのか、いろいろな言葉が出てきますが、ここは統一して、市民が理解できるように工夫してください。

【会 長】

この審議会で事務局から用意された審議資料の多くは、電子変換するときフロッピー等の電子媒体、紙媒体という、一見もっともらしいが、少しでもコンピュータを日常的に使っている人であれば、一体これは何のことだと具体が分からない表現で常にあらわれてきておまして、我々もそれを認めてきた点は反省しなくてはいけないのですが、今更磁気テープはあり得るのかという、市民のごく一般的な疑問を出させるような文言を使用しているのは、ある意味では恥ずかしい話でもあるわけで、やはりこれはできるだけ抽象的に言うことも必要ですが、明らかにできるものであれば、確認行為を伴っているのだから、具体を明記して鑑文を作ることも必要ではないかと思えます。いちいちこれを指摘して、全ページにわたって私が赤を入れるとなると、それはまた市役所全体に私が指示することがあれば、これはとても専任にならなければ、こういう一時的な、一定に与えられた時間だけの委員という立場では作業のために関与できません。仮野委員も官庁からそういう指導を求められたというお話がありましたが、新聞記者の記事の表現、新聞社ごとの標準記号というのがそれぞれにありますが、市役所も技術進歩に応じて、文言も十分具体と抽象が現代風に市民に理解できるかという観点にして、市民目線に立って書く必要があるのではないかと思えます。

今日非常に時間を取ったのですが、専門的な現代の意向を反映した議論のやり取りがこれまでもありましたので、その議論を時間の浪費にさせないためにも、

そういう集約をここでさせていただきたいと思います。

時間が相当流れておりますので、総務部長から総括的な説明をお願いいたします。

【総務部長】

いろいろ貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。契約の関係につきましても、今は役所で競争入札が基本です。昔は随契というところがありました。今は競争入札が常識で、例外として随契が認められている状況であります。また、仕様書につきましても、こちらに委託したいというところで、表現があいまいになっていますので、この辺につきましても、担当課から事務局に出されたものを一定精査し、指導していかなければいけないと思います。そういった形で今後とも対応したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【渡瀬委員】

最後に一言だけ。先ほどの件は単年契約ですので、消すことを確実に押さえてくださいということでしたが、これは多年度にわたって継続されるということですので、ハードウェア的な部分は完全に押さえていただきたいと思います。これはデータが消えてしまうという問題もあります。多分、大きなサーバーか何かに入れてやるでしょうから、場合によっては、消してしまうおそれもあります。そういうことでバックアップの取り方の問題と、後はデータが流失しないようにすることが必要だと思います。市としては、21ページの契約約款を付ければよいと思っているかもしれませんが、実際どうかというのは別ですから。ハードウェアをきちんと確認して、そこを監査する考え方を持った方がいいかと思います。

【会 長】

過去の話になりますが、私は大学人で、入試という非常に機密性の高い情報を多様化ということで、いろいろな形態を変えた入試をやっていて、全部秘匿義務があるわけです。そういう事務処理一般は、全部ハード的な、あるいは可能な限りソフト的な面においても、現場に24時間身を挺して立ち会って漏えい防止とか、いろいろな不作為の罪を起こさせないように監視しているわけで、入試多様化といえば一言で済む言葉ですが、現場は大変なことなのです。ですから、いかに学者が今、労働過重になっているかということも指摘する識者も出てきておりますので、渡瀬委員の御発言も、非常に現場を踏んだ人間として思い詰まされたわけです。ですから、本日は市長を始め、遅くまで職員の方も熱心にこの審議をしていることに感謝するとともに、これに類する行為はたくさんありますので、

その意識を総務部門の責任者である総務部長のもとに、今後とも、組織として管理する。個人ベースでも必要ですが、組織としてそれが防衛できなければ、本当の管理は実現できないと思いますので、今日は貴重な御意見いただいたという認識で受けとめていただき、今後の対応をお願いいたします。

そういうことを踏まえて、今後組織として慎重にやっていただくということで、この案件を承認いたします。

【末包委員】

最後に確認したいことがあります。私は、新しく委員になりましたので、今日で2回目になりますが、前回の諮問は第20号で終わっていて、今回は諮問第22号から始まっていますが、諮問第21号はどうしたのか確認させてください。

【総務課長】

申し訳ございません。当然諮問第21号から始めればよかったのですが、順番が飛んでいます。ただ、これが番号ごとの事案について御承認いただくものですので、欠番になってしまいますが、そのこと自体には問題ありません。大変申し訳ございませんでした。欠番ということで処理させていただきます。

【会 長】

非常に客観的に見てくださっているということで、会長としても大変貴重な御指摘だと思います。事務局は、今後そういうことを起こさないようお願いいたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、最後になりますが、諮問書26ページ、諮問第25号「市立小中学校校務用LANについて」です。市立小中学校の教職員用に校務用のLANを整備するもので、27ページに校内ネットワーク構成案、28ページに導入の目的を添付していますので、御覧ください。電子組織に個人情報を記録することにつきまして、個人情報保護条例第14条に基づき、諮問させていただくものです。システム上記録される個人情報につきましては、諮問書の下、個人情報の記録項目に記載のとおりです。氏名、性別、生年月日の他に学業成績、親族関係、写真などが入力されることとなります。本システムは、外部のLAN、インターネットとは遮断し、フロッピーディスクやUSBなど、外部媒体には保存できないシステムになる予定です。

その他資料として、30ページに「小金井市立学校電子計算組織取扱要綱」、

32ページに「小・中学校コンピュータ及びインターネットの利用に関する要項」を制定していますので、これらも遵守して運用されることとなります。

それから、届出状況報告書は、11ページ、届出番号32-77で、先ほど申しました個人情報の内容を、保有するものです。

【伊藤委員】

今、御説明があった中で、27ページ、校内ネットワーク構成案で今回該当する部分は網掛けの部分と理解していますが、実は私、コンピュータについては全く分かりません。全く分からない人間の発言としてお聞きいただきたい。学校の教職員が自分のデスクの上でパソコンを開いてデータを入手することが可能であるということは、事務の効率化からいっても非常にいいことだろうと思うのですが、懸念されるのが、たまたま教育用のパソコンにもその情報が流れるような仕組みになっているのでしょうか。

【渡瀬委員】

線が切れていますから、大丈夫です。

【伊藤委員】

分かりました。その辺がやはりコンピュータ理解していない人間の発言でして、そうしますと、教育用にはそういう情報は全然流れないということですね。

それと確認事項ですが、先ほどの御説明で、最近よく学校で、フラッシュメモリーに記録した重要事項が紛失するという事故が多々ありますね。その度に担当の先生方は、処罰を受けたりする話を聞きます。決して悪意があってやったわけではないと思うのですが、今回はそういうことにはならないように、最初からそういうものに記録をしようとしても記録できない仕組みになっているという御説明だったので、まずそういった事故防止は事前にできるということで安心しております。個人情報の記録項目の中で8番目に親族関係がありますが、普通は、保護者、お父さん、お母さん、あるいは兄弟、せいぜい二親等ぐらいまでが入力されるのは仕方がないのかと思いますが、親族ということになりますと、どの範囲まで入力の範囲になるのか、その辺を確認させてください。

【白石委員】

今の関連で、27ページ、副校長パソコンのところにデータ用USBメモリという表記がありますよね。これの意味と、28ページの一番下に、「教員用パソコンは電子媒体に保存できないように」と書いてあって、27ページの図に戻ってみると、教員用パソコンと副校長用パソコンは別になっていますよね。ですか

ら、副校長パソコンのところにはUSBがくっついているのか、その説明がなかったもので、併せてお願いします。

【会 長】

先ほどの伊藤委員の御指摘のように、事件をたびたび起こしているのも、USBにかかわる部分が非常に問題となっておりまして、これは一般ビジネスにおいてもとりわけ危惧される周辺措置の一つです。併せて、他の委員からもございますか。

【渡瀬委員】

関連質問ですが、このネットワーク自体は、校内で閉じてしまうのか。それとも学校間を別につなぐ計画があるのか。つまり、インターネットに直接つながないということは確かにうたっていますが、例えば第一小学校と第三小学校といった学校間をつながるようにすることによって効率化を図るということは考えられているのかどうか、教えてください。

【望月委員】

関連といたしますか、情報の共有ということで、独立したパソコンの中でそれを出さないようにしていくということですが、現在のこの情報の記録項目は、紙で保存されているのですか。

それから、バックアップ体制というのはどうするのか。もし行った場合に、その管理はどのようにするのか。それを併せて教えていただければと思います。

【会 長】

ただいま、望月委員からバックアップ体制のセキュリティー問題の御指摘がありました。ここで、質問はまとめさせていただいて、担当課から具体的に明確にお答え願います。

【指導主事】

6点ほどあったと思いますが、まず2点目の親族関係ですが、保護者、兄弟関係のみです。届出書にこの項目がなかった関係で親族関係に丸をしましたが、保護者、兄弟と考えております。

【会 長】

親族関係と抽象的に書かないで、こういう差し障りのあるところは具体的に「保護者、兄弟に限る。」とした方がトラブル防止、予防になると思います。後で見た人は「どこまで」ということになって、問題解決にはなりませんので、そうであれば、表現を「親族関係」とせず、具体的に明記した方がよいと思いますが、

これは文言訂正をしますか。

【指導主事】

届出書の様式に「親族関係」というのがありまして、これに合わせて表記したので、このような表現になってしまいました。そうであれば、また上司に相談しながら、どういう表現がいいのかということについてお示ししたいと思います。

【会 長】

これははっきり、何でもワンストップでそこに目がいったときにすぐ読めるような形でないと。

【白石委員】

でも、会長、様式全体の整備の問題ですから、先ほど総務課長の方で受けとめている件と一緒に、その修正をお願いすればいいことだと思います。

【会 長】

では、後で一括して、その修正すべき点は白石委員の御意見のようにやります。次の項目をお願いします。

【指導主事】

一点目の閉じているかどうかですが、28ページを見ていただけると分かると思いますが、閉じておりまして、外部のインターネットとは遮断しております。教員用のパソコンにつきましては、フロッピーに保存ができないようにしておりますので、挿しても何も起こらない状況をハードでやっていきます。

続きまして、27ページを御覧いただいて、副校長パソコンの隣にデータ用USBメモリの入り口があります。管理職として、副校長のところだけは暗号化できて、セキュリティーの高いUSBを1本用意し、ここだけ使える状態にします。なぜなら、その上にインターネットでつながった管理職用パソコンが敷設してありますが、都からの通知等教育委員会から、いろいろなデータを電子データで渡す場合があります。それを副校長のパソコンに入れます。そうしたデータを教員が必要な場合、あるいは、調査でそういったものを教員が答える場合には、副校長がそこからデータをUSBで取って、こちらのデータの入り口から入れて、その教員用にそのデータを送り込むといったシステムを考えておりますので、副校長のところだけは、限られたUSBを使えるシステムにしたいと考えております。

4点目の学校間をつなぐのかということですが、これにつきましては、今のところ予定はございません。ただし、これからいろいろな状況が進んでいけば、5年、10年後、長期的に見たときにそれをつないだほうがいい場合には、その時

点で考えて提案していきたいと考えております。今の段階では、校内のみで考えております。

5点目のバックアップの件ですが、定期的にバックアップを自動的にするシステムがありまして、グループウェアサーバーと校務用サーバーと、お互いハードディスクで定期的にバックアップを取っておりますので、万が一のことがあっても、すぐに復旧できる体制を取れるようになっております。

6点目の現在のデータですが、紙でございます。ただし、すでに届出したものについては、独立してどこにもつながっていないもので個人情報を扱っております。

【会 長】

今、6点について、担当課からお答えがありました。コンピュータの技術が多少、あるいは専門的に分かる方が納得できるかどうかというのが、一つの公正な判断材料だと考えておりますので、今の質問に対するお答えについて、何かあればお願いします。

【渡瀬委員】

まず、27ページで、こういう図を書くときには、管理職用のパソコン、既設のところにもUSBメモリと書いて、上下の矢印をつけるのが一般的です。そうすると、先ほど教育委員会につながっているというお話でしたから、教育委員会のパソコンにデータが送られるという絵を描けば、図を見たときにそこが開いているということが分かります。

それから、もう一つは、USBメモリにつきましては、今までも校長先生が悪いことをしたりしていることがありますので、副校長だから安全ということでは決してありません。これは、相互けん制を持たせることも必要だと思います。それは、副校長を疑うのではなく、副校長の責任を分担してもらい、それを一人にかぶせてしまうことにならないように相互けん制、つまりこれをやるときには必ず二人でやるということです。コンピュータシステムの世界では、一般的には二人でやります。ですから、副校長ともう一人。厳しいところはきちんと記録簿を付けて、日付と時刻、誰と誰でやっているという簡単なものですが、そういうことをやっておられるところはかなりあります。それをやることは、それだけ安心していただけるということです。学校側に責任がないように、責任はきちんと果たしていますよということを明らかにしてあげるのが、扱う人にとっては一番気持ちを軽くすることだろうと思います。

【会 長】

合わせて他の委員の方から御意見があればお願いします。

【末包委員】

コンピュータの話ではありませんが、先ほどの話で親族関係というのは、「保護者と兄弟」と書き直すのですか。先ほど書き直すとおっしゃいましたので、もし書き直すのでしたら聞きたいのですが、「保護者・兄弟」と書いてあったら、「女の姉妹は書かなくていいの。」と、聞きたいわけです。小金井市は、男女平等都市宣言を全国的にも早くから実施した市です。それが、行政が「兄弟」と書くときに兄と弟だけ書いているというのは、言っていることとやっていることが違うと思うのです。私がこういうことを言うと、市長さんは分かりませんが、「また、つまらないところを言って」と皆さんは思われると思います。でも、私は「兄弟」と書かれていたら、男の兄弟だけ書けばいいのかなと思いますので、私のお願いとしては、「兄弟姉妹」と書いていただきたいと思います。

【会 長】

おそらくそれは、今後「親族」と書いて、これは当市の情報管理全体から見れば、その範囲を明記することは、この審議をしたから、今後こういうのが「親族」と無用心に事務局から出されると、コメントを付けなければいけなくなりますので、今の御意見も男女共同参画社会実現に当市も取り組んでいるのであれば、我々が慣用的に男女を超えて使っている「兄弟」という、習慣的な文言は、もっと現代風に明確に意識して、「姉妹兄弟」か「兄弟姉妹」かは、別といたしまして、統一的に表現するのが情報セキュリティーの先端をいく小金井市の責務だと思いますので、今の御意見も貴重な御意見としてまた事務局も聞いていただきたいと思っています。そうするかどうか、どうするというのは、またいつか答弁いただければよろしいと思います。

それで、今のUSBにかかわる問題は、一般ビジネスでも大変です。USBも小さい容量から巨大な容量までありますが、おそらく学校で蓄積されたり流通する情報量は、人数規模の大きい学校であれば、個人情報を含めればものすごく膨大な情報で、私も大学で成績をつけたり、いろいろなことでUSBを使うことがあります。そういうときでも一本のUSBでは間に合わず、何本もUSBを使うことになります。そういう複数コピーの存在とか、技術的なことを申せば、いろいろなセキュリティーの管理方法がありますので、今後こういうシステムを教育委員会で、御指導なさるのであれば、ぜひそういう具体のハードとソフトを含

めた管理システムを、特に複写コピーをされる場合、持ち出しを含めて管理システムを徹底していただきたいと思います。というのは、小金井市からそういう情報関係で不祥事が今後極力起こらないことを願うからです。絶対起こらないということはだれしも予言ができませんので。

【嶋田委員】

確認ですが、学校の先生は、自分のパソコンを絶対にお持ちになれないのかということと、もし持っていった場合、LANがあるわけですよね。挿してつなげて見たりすることが、絶対できないのかということですね。このUSBが使えない方式は、USBのロットがないということですか。例えば、今、パソコンでいっぱいいろいろなメディアの穴があいているパソコンを用意されるのか、技術のある人だったら使えてしまうのか教えてください。

【指導主事】

まず私物のパソコンについてですが、つながらないようになっております。一切つながりません。これは識別、暗号ごとにその番号でなければ、LANまで入ってこられないというのを、仕様書の中でうたっていますので、そういったことができるものを使うことになっています。

【嶋田委員】

できないというのは、間違いありませんね。

【指導主事】

間違いありません。私物は使えません。そして、USBについても同じようにして、今、市のパソコンがそうですが、ロットはあるのですが、そこに挿しても一切動かないようになっています。そういうことを本体でできるようになっていますので、挿しても何も起こらない状態にいたします。

【嶋田委員】

USB以外のものもたくさん付いていますが、すべてのメディアですね。

【指導主事】

そうです。

【渡瀬委員】

そのUSBは、パソコンごとのOSでコントロールしているという意味ですか。

【情報システム課長】

そのようなことができる商品がございます。OSでやることもできますが。

【渡瀬委員】

それはパソコン単位ですか。

【情報システム課長】

パソコン単位です。

【渡瀬委員】

アンインストールしてしまえば使えますよね。

【情報システム課長】

USBの物理的な装置を取ってしまった方がいいということをおっしゃっていますか。

【渡瀬委員】

そんなことは言っていません。要するに、ソフト的にやると実は使用することができますので、本当は、そのパソコンではUSBを扱えないというのをシステム的にサーバー側でやらないと駄目だと思います。

【情報システム課長】

そうなっています。OSというのは、個別のパソコンでのOSではありません。サーバーのOSです。

【渡瀬委員】

分かりました。

【会 長】

かつて地方自治体では、今日の審議にもありましたが、教育委員会の管轄下の学校間の相互データのやりとりは厳禁だったわけですよね。今でも学校を超えることは、かつてはこの世界で審議されてきた件です。でも、今日はもっと具体的にその単一の学校が教育委員会のクラウドコンピューティングシステムのもとで、厳重な情報の漏えいに対する、あるいは持ち出し等を含むセキュリティー管理をするのだという確認ですので、これは技術進歩とともに、いい技術進歩もありますが、悪用される技術進歩も中には時々刻々出てまいりますので、常々市の教育委員会と担当部局におかれまして、職員がそういう専門知識に追いついていけるように日々研修をしていただかないと、今日が安全でも明日は安全かというのは絶対的な保証はあり得ませんので、その点は市の現場を預かって責任を持っておられる職員の方々にお願いを申し上げておきたいと思っております。

これで、この案件を承認するという事によろしいですか。

【一同】

はい。

【会 長】

それでは、ただいままで今日行いました案件すべての承認をしたことを再確認いたします。今日は大変遅くまで、貴重な議論を戦わせていただいて、よりよき小金井市の明日を実現するために、皆様方委員の情熱が結集されたことを感謝します。

最後に、次回の開催日程ですが、会議室の空き状況の関係から、次回は連休明けの5月14日金曜日に決めさせていただきたいということですが、いかがでしょうか。御了承いただけるようであれば、次回は5月14日金曜日、午後6時から当801会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変寒い中、夜遅くまで貴重な皆様のお時間とお知恵を、情熱を拝借いたしまして慎重審議ができました。本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。